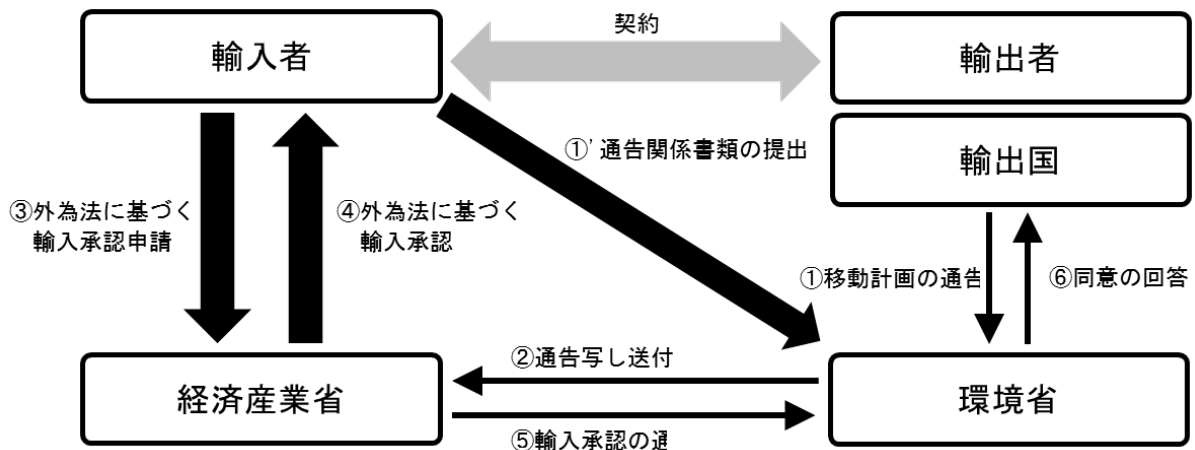


Ⅲ. 輸入に関する手続きの概要

外為法の輸入承認

- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）が規制する貨物（特定有害廃棄物等）を輸入する場合は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。輸入承認を受けるためには、外為法に基づく輸入承認基準に適合（相手国からの通告の事前受領を含む）する必要があります。
- ・ 環境省は、相手国（輸出国）から受領したバーゼル条約に基づく移動計画の通告（①）について、輸入者に通告関係書類の提出を求め（①'）、バーゼル法に基づく環境汚染防止の観点からの確認を行います。その内容に問題がない場合は、通告の写しを経済産業省に送付します（②）。経済産業省は、輸入者からの申請を受け（③）、輸入承認基準への適合を審査します。
- ・ これらに基づき経済産業省は輸入承認を行い（④）、輸入承認した旨を環境省に通知し（⑤）、環境省から相手国に輸入への同意の回答を行います（⑥）。相手国が、回答を受領することで、貨物の輸入が可能となります。



輸入移動書類交付申請及びその携帯、処分完了の通知

- ・ バゼル条約は、規制対象物の移動に移動書類を携帯することを義務付けています。輸入者は、バゼル法に基づき貨物を実際に輸入しようとするときは、輸入承認を受けた後、輸入移動書類の交付を経済産業大臣に申請し輸入移動書類の交付を受ける必要があります（①、②）。また、当該移動書類は当該貨物の処分が行われる施設まで携帯されなければなりません（③）。
- ・ 輸入承認後は、移動回数が 1 回の場合でも、複数回にわたるものとして輸入承認を受けた場合でも、移動ごとに輸入移動書類の交付申請を行い、輸入移動書類の交付を受けなければなりません。
- ・ 輸入移動書類に係る貨物の処分を行ったときは、輸入者又は処分者は、遅滞なくその旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければなりません（⑤）。また、貨物の引き渡しを受けたとき及び貨物の処分を行ったときは、処分者は、その旨を輸出者及び輸出国・通過国の権限のある当局に通知しなければなりません（④）。

